

領土問題を平和裏に解決するために政府の適切な対応を求める意見書

尖閣諸島をめぐる紛争問題を解決するために、何よりも重要なことは、日本政府が、尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について、国際社会及び中国政府に対して、理を尽くして主張することである。

しかし、歴代の日本政府は1972年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有の正当性を主張してこなかったという問題がある。

今回の漁船衝突事件でも、政府は「国内法、司法で対処する」というだけで、肝心の外交的主張を怠ってきたことが日本固有の領土である尖閣諸島の領有に、中国側の領有権の主張を許してしまう隙を与えてしまっている。

また、ロシア連邦のメドベージェフ大統領が、ソ連時代を含めて同国最高指導者としては初めて千島列島の国後島を訪問し、「ロシアの重要な地」と言わしめている。さらに、北海道の一部である歯舞群島、色丹島への領有をも言及しだしてきている。

ロシアとの領土問題は、1855年の「日魯通好条約」と1875年の「樺太・千島交換条約」で平和的に日本領と確定した正当な日本領土である。それを、第2次世界大戦の終結時に、ソ連が、「領土不拡大」という「カイロ宣言」（1943年11月）などに明記された、戦後処理の大原則を踏みにじって、日本の歴史的領土である千島列島の獲得を企て、対日参戦の条件としてアメリカ、イギリスなどにそれを認めさせると共に、講和条約の締結も待たずに、千島列島を自国の領土に一方的に編入したことによって起こったものである。その際ソ連は、北海道の一部である歯舞群島、色丹島までも編入したのであった。

日ロの領土問題の解決に当たっては、第2次世界大戦終結時に強行された、「領土不拡大」の原則を破った戦後処理の不公正を正すことを根本に据えなければならない。

よって国におかれては、尖閣諸島の領有権の問題も、歯舞群島と色丹島及び千島列島の領有問題解決に当たっては、上記のような歴史的事実と国際的道理にたった方針を貫き、明確な領有権の主張と平和裏に問題解決をはかるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月9日

大和高田市議会